

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消請求上告事件  
国側当事者・国

平成22年11月9日棄却・確定

(第一審・水戸地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年11月25日判決、本資料259号-215・順号11328)

(控訴審・東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成22年6月24日判決、本資料260号-103・順号11459)

決 定

上告人	医療法人社団A
同代表者理事長	甲
同訴訟代理人弁護士	石島 秀朗
被上告人	国
同代表者法務大臣	柳田 稔
同指定代理人	坂本 新

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成22年11月9日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	近藤 崇晴
裁判官	那須 弘平
裁判官	田原 睦夫
裁判官	岡部 喜代子
裁判官	大谷 剛彦